

外国籍県民かながわ会議（第 1 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等（平成 28 年 2 月末時点） ※があるものは、（平成 29 年 11 月末時点） ＜過去の状況を含む＞
1	外国人学校の卒業生に国立大学の受験資格を付与すべく国へ要請する。	・継続的に「国への要望」を行っている。平成 15 年 9 月に学校教育法施行規則及び告示が改正され、教育の国際化等の観点や、社会人や様々な学習歴を有する者の入学機会の拡大を図る観点から、大学入学資格の弾力化を図る措置がなされたが、卒業したことで入学資格が認められる学校と、卒業しても個別の入学資格審査を経なければならない学校とに分かれ、完全に要望が措置されたとは言えない。（私学振興課）
		・都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望した。（国際課）
2	外国人学校への助成を充実させる。	・国庫補助について継続的に「国への要望」で対応している。 ・外国人学校への県費補助については、平成 26 年度予算において、学校に対する経常費補助金を廃止し、外国人学校に通う子ども達の教育の機会を安定的に確保できるよう、生徒・保護者向けに、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とした補助を行っている。（私学振興課）
		・都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望した。（国際課）
3	外国籍児童・生徒への自主的な言語教育活動の支援を市町村教育委員会へ要請する。	・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課）
		・会議等の機会を通じて市町村に要請した。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第1期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>4 国際理解教室の取り組みを拡充するとともに、使用言語を英語に限らず、多言語とする。</p> <p>また、日本の学校と外国人学校の交流を拡大するなど、国際理解教育を多文化共生の視点から推進する。</p>	<p>・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課）</p> <p>・会議等の機会を通じて市町村に要請した。（国際課）</p>
<p>5 就学案内を多言語またはルビ付きにするとともに、時期をのがさず、一人一人に確実に伝わるよう市町村教育委員会に要請する。</p>	<p>・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課）</p> <p>・会議等の機会を通じて市町村に要請した。（国際課）</p>
<p>6 ニューカマーの外国籍県民に対し、子どもの教育をおろそかにしないよう働きかけるとともに、子どもに対しても不登校や学習の遅れを防ぐため、十分な配慮を行うよう市町村教育委員会に要請する。</p>	<p>・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課）</p> <p>・会議等の機会を通じて市町村に要請した。（国際課）</p>
<p>7 外国人の教員採用において、常勤講師ではなく、教諭としての採用に途を開くため、文部省局長通知を改めるよう国へ働きかけるとともに、県教育委員会に対しても教諭として採用するよう要請する。※</p>	<p>・文部科学省は、現在においても、日本国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤講師として任用するとの明確な方針を示していることから、同局長通知を改めるよう国へ要望することは難しい。（教職員人事課）</p>

外国籍県民かながわ会議（第 1 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成 28 年 2 月末時点） ※があるものは、（平成 29 年 11 月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>8 県内のすべての公共施設について、多文化共生の視点から外国籍県民に利用しやすいよう配慮するとともに、特に国際関係施設については、外国籍県民の参画のもとに運営を行うことにより改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税事務所、青少年センター等で案内表示の多言語化等を実施しているが、庁内の取組みをより一層推進するため、平成 18 年 4 月に「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」を施行し、庁内案内表示の多言語化を推進している。併せて、施設管理者の利用に供するよう「多言語化事例集」を作成している。 ・ 県市町村国際政策担当課長会議において、県の取組みを周知するとともに、市町村へも要請を行った。 ・ 地球市民かながわプラザの情報フォーラム、貸出施設の入口に室名を多言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）で表示している。また、展示案内パンフレットを多言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）で作成し、施設案内は検討中である。さらに、平成 17 年 1 月から総合案内板を多言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）で表示している。 ・ 地球市民かながわプラザの指定管理事業の実施については、外国籍県民の協力も頂きながら実施している。（国際課） ・ 案内板等のルビ付き化については、財産管理者に研修等で働きかけを行った。（財産管理課） ・ 青少年センターの案内板については、英語で表示している。（青少年課） ・ かながわ女性センターでは、リーフレット「夫からの暴力に悩むあなたへ」を多言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語）で作成している。また、同センターのホームページに、英語表記のページを設けている。（人権男女共同参画課） ・ 三ツ池公園では、韓国・朝鮮語版コリア庭園パンフレットを、恩賜箱根公園では、英語、韓国・朝鮮語、中国語版パンフレットを作成している。（都市公園課）

外国籍県民かながわ会議（第 1 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等（平成 28 年 2 月末時点） ※があるものは、（平成 29 年 11 月末時点） ＜過去の状況を含む＞
9	報道機関の意識を改善し、外国人に関する報道についても、冷静で正確な報道を心がけるよう働きかける。	・ 社団法人日本新聞協会及び社団法人日本民間放送連盟に要請した。（国際課）
10	テレビ番組において、青少年の健全育成に配慮し、過激な内容をおさえるようテレビ局に働きかける。	・ 社団法人日本民間放送連盟に要請した。（国際課）
11	言葉や生活習慣の違いから起こるトラブルに対応するため、外国人への賃貸住宅の紹介や多言語による情報提供・苦情相談体制を整備する。	・ 平成 13 年 4 月から、不動産業界団体や、NPO 団体である「かながわ外国人すまいサポートセンター」などと協力・連携しながら、外国人の居住支援に取り組んでいる。 ・ 県では、協力不動産店（外国人すまいサポート店）の登録・公表を行うとともに、外国籍県民向けの、住まいに関する多言語資料の作成などに取り組んでいる。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第 1 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成 28 年 2 月末時点） ※があるものは、（平成 29 年 11 月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>12 居住支援システムの検討にあたっては、外国人に限らず、高齢者や障害者なども視野にいれた、外国人も日本人もともに生きるための施策の実現をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度に高齢者居住法が施行され、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅（高円賃）を賃貸人（オーナー）からの申請に基づいて登録し、その登録情報の提供を行った。（平成 23 年の高齢者居住法の改正により、高円賃が廃止され、サービス付き高齢者向け住宅制度が創設された。） ・平成 20 年度から国の「あんしん賃貸支援事業」をベースに外国人等の入居を拒まない賃貸住宅の登録・情報提供も行った。 ・国の「あんしん賃貸支援事業」が平成 22 年度末で廃止されたが平成 23 年度以降も引き続き居住支援を実施するため、「神奈川県あんしん賃貸支援事業」を創設した。 ・「神奈川県居住支援協議会」において、外国籍県民、高齢者、障害者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（あんしん賃貸住宅）に関する供給促進方策や、居住支援の推進に向けた取組方策について検討を行うとともに、あんしん賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅に関する情報提供等を行った。 ・国の民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業について、この施策対象者（入居可能な者）に外国人を追加するとともに、神奈川県居住支援協議会において、この事業を実施した住宅に関する情報提供等を行った。（住宅計画課）
<p>13 永住資格の付与について、次の 2 項を早急に措置するよう国へ要望する。</p> <p>(1) 日本国籍を有する者と一定期間婚姻関係にある外国籍県民については、無条件に永住資格を付与すること</p> <p>(2) 日本において一定期間特定分野で就労した場合には、円滑に永住資格を付与すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「国への要望」を行った。 ・都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望した。 ・東京入国管理局と管内都県との「出入国管理行政関係意見交換会」を通じて要望した。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第1期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
14	再入国許可の撤廃について国へ要請する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「国への要望」を行った。なお、平成24年7月からは、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が、出国後1年以内に再入国する場合には原則として再入国許可が不要となる制度（「みなし再入国許可制度」）が施行されている。 ・都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望した。 ・東京入国管理局と管内都県との「出入国管理行政関係意見交換会」を通じて要望した。（国際課）
15	県民に提供する行政情報について、漢字にルビをふる、難しい漢字の使用を避けるなどの内部基準をつくり、外国籍県民にもわかりやすい情報の提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月に、外国籍県民にも分かりやすいよう、生活情報等には漢字にルビをふったり、やさしい日本語を使用したりすることなどを盛り込んだ「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」を施行し、多言語等による情報提供を推進している。（国際課）
16	交通機関の表示をローマ字併記とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者との打合せの機会を活用して継続的に働きかけを行っている。（交通企画課）

外国籍県民かながわ会議（第 1 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成 28 年 2 月末時点） ※があるものは、（平成 29 年 11 月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>17 外国人労働者に、労働保険や健康保険、公的年金制度の存在を知らせるとともに、加入しやすいような条件の整備について国等へ要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の多言語情報紙「こんにちは神奈川」（年 3 回発行）で、制度変更等があった際に知らせている。 ・ 脱退一時金の充実については、「国への要望」を行った。 ・ 脱退一時金の充実については、都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望した。（国際課） <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留外国人に対する国民健康保険の被保険者資格の適用については、平成 16 年 6 月 8 日に改正国民健康保険法施行規則が公布・施行され、「外国人登録法に基づく登録を受けた者であり、かつ、原則として出入国管理及び難民認定法の規定により 1 年以上の在留期間を決定されたもの」とする等明確化された。 ・ なお、現在は、平成 24 年 7 月 9 日の改正国民健康保険法施行規則の施行により、住民票が作成される者（原則 3 ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる者）が国保の適用対象となっている。（医療保険課） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人向け窓口がある県労働センターにおいて「外国人労働問題ノウハウ集」（スペイン語、ポルトガル語、中国語、日本語〔ルビ付き〕）の配布を行うとともにホームページにも掲載し、啓発に努めている。（労政福祉課）

外国籍県民かながわ会議（第 1 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成 28 年 2 月末時点） ※があるものは、（平成 29 年 11 月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>18 医療通訳に対応できる人材を育成するとともに、病院と医療通訳をコーディネートする仕組みをつくり、積極的に広報していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年 8 月に「医療通訳制度検討委員会」を立ち上げ検討を行い、平成 14 年度にモデル事業を実施した。 ・平成 15 年度から平成 19 年度は、かながわボランティア活動推進基金 21 を活用した NPO と県との協働事業として、医療通訳派遣システム構築事業を実施した。（平成 15 年度は県内の 6 協力病院に、7 言語の医療通訳スタッフを派遣。16 年度から協力病院を 16 に拡大。17 年度からインドシナ 3 言語を加えた 10 言語の医療通訳スタッフを派遣。19 年度には協力病院を 17 に拡大。） ・平成 20 年度は、基金 21 事業の成果を踏まえ、NPO 法人、医療機関等と役割分担等を調整し、県負担金事業「医療通訳派遣システム事業」として実施。平成 21 年度以降は、本事業に賛同し負担金を支出する市町及び神奈川県を構成員とする新たな協議会（かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会）を設置して継続実施している。 ・平成 23 年度は協定医療機関（協力病院）を 32 に、平成 24 年度は 35 に拡大して実施した。 ・平成 27 年度から対象言語にロシア語を追加し、11 言語で実施。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第 1 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成 28 年 2 月末時点） ※があるものは、（平成 29 年 11 月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>19 病院内の表示を、外国語表記、ローマ字またはルビ付きにするよう働きかける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間病院等が会員となっている公益社団法人神奈川県病院協会に働きかけを行った。 ・今後必要に応じて働きかけていく。（医療課） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・一般外来（非紹介）患者として、外国人の来院が多い、足柄上病院と汐見台病院の 2 病院については、外国語表記案内板を設置している。 足柄上病院…英語・スペイン語・ポルトガル語、 汐見台病院…英語（汐見台病院は平成 28 年 4 月 1 日より民間移譲） ・紹介患者が中心の専門病院については、一部設置済みだが、今後、案内板の改修に合わせ、検討していく。 循環器呼吸器病センター…英語 （県立病院課） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 4 月に「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」を施行した。また、「神奈川県機構及び病院の診療科目一覧」で、県立病院の多言語案内表示を一層進めるため病院内の表示例を掲載している。（国際課）